

議案第19号

北九州市奨学資金条例施行規則の一部改正について

北九州市奨学資金条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年9月28日提出

北九州市教育委員会

教育長 田島 裕美

提案理由 連帯保証人の人数を変更するため、関係規定を改める必要があるので、

この規則案を提出する。



## 北九州市奨学資金条例施行規則の一部改正について

### 1 規則改正の経緯・理由

本奨学資金は、規則により奨学金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を2人立てることを要件としている。

近年、血縁・親戚関係の希薄化などに伴い、連帯保証人を2人立てることが難しい状況にある者が見受けられる。

修学意欲がありながら、連帯保証人の要件が整わないことを理由に、勉学を諦めることのないよう、連帯保証人の要件を緩和（2人を1人に改め）するもの。

これに伴い、北九州市奨学資金条例施行規則の一部を改正するもの。

### 2 改正内容

北九州市奨学資金条例施行規則第5条（連帯保証人）中、規定されている連帯保証人の人数を「2人」から「1人」に改める。

### 3 施行期日 令和5年11月1日

（令和6年度貸与者（令和5年新規受付分）から対応するため）

北九州市奨学資金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年10月16日

北九州市教育委員会

教育長 田 島 裕 美

北九州市教育委員会規則第4号

北九州市奨学資金条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市奨学資金条例施行規則（昭和45年北九州市教育委員会規則第8号）  
の一部を次のように改正する。

第5条本文（各号列記以外の部分に限る。）中「2人」を「1人」に改める。

付 則

この規則は、令和5年11月1日から施行する。

北九州市奨学資金条例施行規則新旧対照表

新	旧
<p>(連帯保証人)</p> <p>第5条 奨学金の貸付けを受けようとする者は、次の各号に掲げる要件を備えた連帯保証人1人を立てなければならぬ。ただし、教育委員会が認めたときは、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p>	<p>(連帯保証人)</p> <p>第5条 奨学金の貸付けを受けようとする者は、次の各号に掲げる要件を備えた連帯保証人2人を立てなければならぬ。ただし、教育委員会が認めたときは、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p>

○北九州市奨学資金条例施行規則

昭和45年4月1日

教委規則第8号

改正 昭和47年4月1日教委規則第7号

昭和47年12月1日教委規則第26号

昭和50年2月15日教委規則第3号

昭和50年4月1日教委規則第7号

昭和52年3月31日教委規則第1号

昭和53年12月26日教委規則第14号

昭和54年9月21日教委規則第8号

昭和55年3月31日教委規則第3号

昭和56年4月1日教委規則第1号

昭和58年6月30日教委規則第7号

昭和60年3月30日教委規則第3号

昭和61年3月31日教委規則第5号

昭和62年6月30日教委規則第6号

昭和63年3月31日教委規則第4号

平成元年3月30日教委規則第3号

平成2年3月30日教委規則第6号

平成4年3月31日教委規則第6号

平成5年3月30日教委規則第5号

平成7年3月23日教委規則第4号

平成9年3月31日教委規則第2号

平成11年4月1日教委規則第5号

平成12年3月31日教委規則第5号

平成13年3月30日教委規則第4号

平成14年3月29日教委規則第13号

平成15年3月31日教委規則第10号

平成16年3月31日教委規則第4号

平成17年3月31日教委規則第8号

平成19年3月30日教委規則第6号

平成27年3月27日教委規則第2号

平成28年10月21日教委規則第12号

北九州市奨学資金条例施行規則(昭和39年教委規則第1号)の全部改正

(奨学金の貸付金額)

第1条 北九州市奨学資金条例(昭和39年北九州市条例第73号。以下「条例」という。)第3条第1項の規定による奨学金の貸付金額は、別表第1のとおりとする。

2 条例第3条第2項の規定による奨学金の貸付金額は、同項に規定する貸付予定額(以下「貸付予定額」という。)から別表第2の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる額を減じて得た額を、当該奨学生が在学する学校の正規の修学期間(以下「正規の修学期間」という。)の月数で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下「通常月額」という。)(第1学年の4月分にあつては、通常月額に、貸付予定額から通常月額に正規の修学期間の月数を乗じて得た額を減じて得た額を加算して得た額)とする。

(平14教委規則13・平16教委規則4・一部改正)

(貸付月額を変更することができる者)

第2条 条例第3条第2項の教育委員会規則で定める者は、別表第2の左欄に掲げる者とする。

(平14教委規則13・追加)

(奨学金の交付時期)

第3条 奨学金は、毎年4月分から7月分までを5月に、8月分から11月分までを8月に、12月分から翌年3月分までを12月にそれぞれ交付する。ただし、これによることが適当でない場合は、教育長が別に定める。

(昭50教委規則3・平4教委規則6・平13教委規則4・一部改正、平14教委規則13・旧第2条繰下)

(申請書等)

第4条 奨学金の貸付けを受けようとする者、奨学生及び奨学金の貸付けを受けた者(本人が死亡したときは、相続人とする。以下同じ。)は、別表第3の定めるところにより北九州市奨学金貸付申請書等の書類を教育委員会に提出しなければならない。

(昭47教委規則7・昭50教委規則3・昭52教委規則1・平4教委規則6・一部改正、平14教委規則13・旧第3条繰下・一部改正)

(連帯保証人)

第5条 奨学金の貸付けを受けようとする者は、次の各号に掲げる要件を備えた連帯保証人

2人を立てなければならない。ただし、教育委員会が認めたときは、この限りでない。

- (1) 北九州市に1年以上住所を有すること。
- (2) 独立の生計を営んでいること。

(昭52教委規則1・追加、平4教委規則6・一部改正、平14教委規則13・旧第4条繰下)

(返還期限)

第6条 条例第7条第1項の規定により奨学金を月賦で返還する場合の当該返還期限は、毎月末日とする。

(平4教委規則6・全改、平14教委規則13・旧第5条繰下・一部改正)

(委任)

第7条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。

(昭52教委規則1・旧第4条繰下、昭61教委規則5・旧第5条繰下、平14教委規則13・旧第6条繰下)

付 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

(平12教委規則5・旧付則・一部改正)

(申請書等の特例)

2 条例付則第4項の規定により緊急に奨学金の貸付けを受けようとする者が第4条の規定により北九州市奨学金貸付申請書等を提出する場合における同条及び別表第3の規定の適用については、同条中「北九州市奨学金貸付申請書等」とあるのは「北九州市奨学金貸付申請書(緊急貸付用)等」と、同表の奨学金の貸付けを受けようとする者の項中「

北九州市奨学金貸付申請書	1 教育委員会が指定する成績を証明する書面(大学に在学することにより、奨学金の貸付けを受けようとする者に限る。) 2 世帯全員の所得額を証明する書面 3 世帯全員の住民票の写し又はこれに代わるもの 4 在学証明書	教育委員会が指定する日までに提出のこと。
--------------	---	----------------------

」とあるのは「



北九州市奨学金貸付申請書(緊急貸付用)	1 世帯の経済状況が急変した事実を証明する書面 2 世帯全員の所得額を証明する書面 3 世帯全員の住民票の写し又はこれに代わるもの 4 在学証明書	事実の発生後奨学金の貸付けが必要になったとき以後に提出のこと。 この場合において、入学する前に貸付けの申請をするときは、貸付期間の初日の属する年の2月1日以後(在学証明書にあっては、貸付期間の初日の属する年の4月1日から教育委員会が指定する日まで)に提出のこと。
---------------------	--	--

」とする。

(平12教委規則5・追加、平13教委規則4・旧第3項繰上・一部改正、平14教委規則13・平16教委規則4・一部改正)

付 則(昭和47年4月1日教委規則第7号)

改正 昭和50年4月1日教委規則第7号

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和47年12月1日教委規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和50年2月15日教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和50年4月1日教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和52年3月31日教委規則第1号)

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

付 則(昭和53年12月26日教委規則第14号)

この規則は、昭和54年1月1日から施行する。

付 則(昭和54年9月21日教委規則第8号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の北九州市奨学資金条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、昭和54年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 昭和53年度以前に奨学生に採用された者に対する奨学金の貸付金額は、改正後の規則別

表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 昭和54年度に採用された奨学生に、改正前の北九州市奨学資金条例施行規則の規定に基づいて昭和54年4月分から11月分までの分として貸与された奨学金は、改正後の規則の規定に基づく奨学金の内払いとみなす。

付 則(昭和55年3月31日教委規則第3号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 昭和54年度以前に奨学生に採用された者に対する奨学金の貸付金額は、改正後の北九州市奨学資金条例施行規則別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則(昭和56年4月1日教委規則第1号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 昭和55年度以前に奨学生に採用された者に対する奨学金の貸付金額は、改正後の北九州市奨学資金条例施行規則別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則(昭和58年6月30日教委規則第7号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の北九州市奨学資金条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)別表第1の規定は、昭和58年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 昭和57年度以前に奨学生に採用された者に対する奨学金の貸付金額については、改正後の規則別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(奨学金の内払)

- 3 昭和58年度に採用された奨学生に、改正前の北九州市奨学資金条例施行規則の規定に基づいて昭和58年4月から7月までの分として貸し付けられた奨学金は、改正後の規則の規定に基づく奨学金の内払とみなす。

付 則(昭和60年3月30日教委規則第3号)

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

付 則(昭和61年3月31日教委規則第5号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 昭和60年度以前に奨学生に採用された者に対する奨学金の貸付金額は、改正後の北九州市奨学資金条例施行規則別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則(昭和62年6月30日教委規則第6号)

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の北九州市奨学資金条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)別表第1の規定は、昭和62年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 昭和61年度以前に奨学生に採用された者に対する奨学金の貸付金額については、改正後の規則別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(奨学金の内払)

3 昭和62年度に採用された奨学生に、改正前の北九州市奨学資金条例施行規則の規定に基づいて昭和62年4月から7月までの分として貸し付けられた奨学金は、改正後の規則の規定に基づく奨学金の内払とみなす。

付 則(昭和63年3月31日教委規則第4号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 昭和62年度以前に奨学生に採用された者に対する奨学金の貸付金額は、改正後の北九州市奨学資金条例施行規則別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則(平成元年3月30日教委規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、平成元年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 昭和63年度以前に奨学生に採用された者に対する奨学金の貸付金額は、改正後の北九州市奨学資金条例施行規則別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則(平成2年3月30日教委規則第6号)

(施行期日)

1 この規則は、平成2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成元年度以前に奨学生に採用された者に対する奨学金の貸付金額は、改正後の北九州市奨学資金条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に奨学生である者で北九州市奨学資金条例施行規則別表第2の奨学金貸借契約書又は入学資金貸借契約書を提出していないものに係る改正後の規則別表第2の規定の適用については、同表の奨学生の項中「

奨学金貸借変更契約書		奨学金の貸付け又は返還に係る事項に変更が生じることとなったとき提出のこと。
在学証明書		毎月4月30日までに提出のこと。

」とあるのは「

在学証明書		毎月4月30日までに提出のこと。
-------	--	------------------

」と、同表の奨学金の貸付けを受けた者の項中「

奨学金貸借変更契約書		奨学金の貸付け又は返還に係る事項に変更が生じることとなったとき提出のこと。
------------	--	---------------------------------------

」とあるのは「

奨学金借用(確認)書	本人の住民票の写し	次のいずれかに該当する場合直ちに提出のこと。 1 卒業したとき。 2 奨学金の貸付けを打ち切られたとき。 3 奨学金の貸付けを休止されたとき。
------------	-----------	--

」と、同表の入学資金の貸付けを受けた者の項中「

入学資金貸借変更契約書		入学資金の貸付け又は返還に係る事項に変更が生じることとなったとき提出のこと。
異動届	異動の事実を証明する書面	連帯保証人を変更するとき並びに本人及び連帯保証人の氏名又は住所に異動があったとき直ちに提出のこと。

」とあるのは「

異動届	異動の事実を証明する書面	連帯保証人を変更するとき並びに本人及び連帯保証人の氏名又は住所に異動があったとき直ちに提出のこと。
-----	--------------	---

」とする。

付 則(平成4年3月31日教委規則第6号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。ただし、第2条から第5条までの改正規定及び別表第2の改正規定(入学資金の貸付けを受けようとする者の項及び入学資金の貸付けを受けた者の項を削る部分に限る。)は、平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成4年度以前に入学資金の貸付けを受けた者に係る入学資金貸借変更契約書等の書類の提出及び返還期限については、改正後の第3条、第5条及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成3年度以前に奨学生に採用された者に対する奨学金の貸付金額は、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則(平成5年3月30日教委規則第5号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成4年度以前に奨学生に採用された者に対する奨学金の貸付金額は、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則(平成7年3月23日教委規則第4号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成6年度以前に奨学生に採用された者に対する奨学金の貸付金額は、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則(平成9年3月31日教委規則第2号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成8年度以前に奨学生に採用された者に対する奨学金の貸付金額は、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則(平成11年4月1日教委規則第5号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成10年度以前に奨学生に採用された者に対する奨学金の貸付金額は、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則(平成12年3月31日教委規則第5号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成13年3月30日教委規則第4号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成12年度以前に奨学生に採用された者に対する奨学金の貸付金額は、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則(平成14年3月29日教委規則第13号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第1条第2項、第2条、第6条及び別表第2の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に奨学金の貸付けの決定を受ける者について適用し、施行日前に奨学金の貸付けの決定を受けた者については、なお従前の例による。

付 則(平成15年3月31日教委規則第10号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成14年度以前に奨学生に採用された者に対する奨学金の貸付金額は、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則(平成16年3月31日教委規則第4号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

付 則(平成17年3月31日教委規則第8号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成16年度以前に奨学生に採用された者に対する奨学金の貸付金額は、改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則(平成19年3月30日教委規則第6号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成27年3月27日教委規則第2号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成26年度以前に奨学生に採用された者に対する奨学金の貸付金額は、改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則(平成28年10月21日教委規則第12号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1(第1条関係)

(昭52教委規則1・全改、昭54教委規則8・昭55教委規則3・昭56教委規則1・昭58教委規則7・昭61教委規則5・昭62教委規則6・昭63教委規則4・平元教委規則3・平2教委規則6・平4教委規則6・平5教委規則5・平7教委規則4・平9教委規則2・平11教委規則5・平13教委規則4・平15教委規則10・平16教委規則4・平17教委規則8・平19教委規則6・平27教委規則2・平28教委規則12・一部改正)

区分		月額
大学(大学院を含む。以下同じ。)又は専修学校	私立の大学又は専修学校の専門課程に在学する者	54,000円
の専門課程に在学中の奨学生	地方公共団体、国立大学法人(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。)若しくは公立大学法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第68条第1項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。)が設置する大学又は国、地方公共団体、国立大学法人若しくは公立大学法人が設置する専修学校の専門課程に在学する者	45,000円
高等専門学校に在学中の奨学生		21,000円

高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の後期課程又は専修学校の高等課程に在学中の奨学生	私立の高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の高等課程に在学する者	25,000円
	地方公共団体、国立大学法人若しくは公立大学法人が設置する高等学校若しくは中等教育学校の後期課程又は国、地方公共団体、国立大学法人若しくは公立大学法人が設置する専修学校の高等課程に在学する者	18,000円

別表第2(第1条、第2条関係)

(平14教委規則13・追加、平16教委規則4・平17教委規則8・平19教委規則6・平27教委規則2・平28教委規則12・一部改正)

区分			金額
大学又は専修学校の専門課程の第1学年に在学中の奨学生(緊急奨学生を除く。)	正規の修学期間が1年以上	私立の大学又は専修学校の専門課程に在学する者	64,800円
	2年未満である大学又は専修学校の専門課程に在学する者	地方公共団体、国立大学法人若しくは公立大学法人が設置する大学又は国、地方公共団体、国立大学法人若しくは公立大学法人が設置する専修学校の専門課程に在学する者	54,000円
	正規の修学期間が2年以上	私立の大学又は専修学校の専門課程に在学する者	129,600円
	4年未満である大学又は専修学校の専門課程に在学する者	地方公共団体、国立大学法人若しくは公立大学法人が設置する大学又は国、地方公共団体、国立大学法人若しくは公立大学法人が設置する専修学校の専門課程に在学する者	108,000円
	正規の修学期間が4年以上である大学又	私立の大学又は専修学校の専門課程に在学する者	259,200円



	は専修学校の 専門課程に在 学する者	地方公共団体、国立大学法人若し しくは公立大学法人が設置する大 学又は国、地方公共団体、国立大 学法人若しくは公立大学法人が 設置する専修学校の専門課程に 在学する者	216,000円
高等専門学校（専攻科を除く。）の第1学年に在学中の奨学生（緊急 奨学生を除く。）			126,000円
高等学校若しく は中等教育学校 の後期課程（そ れぞれ専攻科を 除く。以下この 表において同 じ。）又は専修学 校の高等課程の 第1学年に在学 中の奨学生（緊 急奨学生を除 く。）	正規の修学期 間が1年以上 2年未満であ る専修学校の 高等課程に在 学する者	私立の専修学校の高等課程に在 学する者	30,000円
		国、地方公共団体、国立大学法人 又は公立大学法人が設置する専 修学校の高等課程に在学する者	21,600円
	正規の修学期 間が2年以上 3年未満であ る専修学校の 高等課程に在 学する者	私立の専修学校の高等課程に在 学する者	60,000円
		国、地方公共団体、国立大学法人 又は公立大学法人が設置する専 修学校の高等課程に在学する者	43,200円
	高等学校、中 等教育学校の 後期課程又は 正規の修学期 間が3年以上 である専修学 校の高等課程 に在学する者	私立の高等学校、中等教育学校の 後期課程又は専修学校の高等課 程に在学する者	90,000円
		地方公共団体、国立大学法人若し しくは公立大学法人が設置する高 等学校若しくは中等教育学校の 後期課程又は国、地方公共団体、 国立大学法人若しくは公立大学 法人が設置する専修学校の高等 課程に在学する者	64,800円

別表第3(第4条関係)

(昭61教委規則5・全改、平2教委規則6・平4教委規則6・平11教委規則5・平13教  
委規則4・一部改正、平14教委規則13・旧別表第2線下・一部改正、平16教委規則  
4・一部改正)

提出すべき者	提出すべき書類の名称	添付書類	提出の時期
奨学金の貸付けを受けようとする者	北九州市奨学金貸付申請書	1 教育委員会が指定する成績を証明する書面(大学に在学することにより、奨学金の貸付けを受けようとする者に限る。) 2 世帯全員の所得額を証明する書面 3 世帯全員の住民票の写し又はこれに代わるもの 4 在学証明書	教育委員会が指定する日までに提出のこと。
	奨学金貸借契約書	連帯保証人の印鑑証明書、住民票の写し及び所得額を証明する書面。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。	教育委員会が指定する日までに提出のこと。
奨学生	奨学金貸借変更契約書		奨学金の貸付け又は返還に係る事項に変更が生じることとなったとき提出のこと。
	在学証明書		毎年4月30日までに提出のこと。
	休学届	事実を証明する書面	事実の発生後直ちに提出のこと。
	復学届		
	転学届		
退学届			
辞退届		奨学生であることを辞	

			退するとき提出のこと。
	異動届	異動の事実を証明する 書面	連帯保証人を変更するとき並びに本人及び連帯保証人の氏名又は住所に異動があったとき直ちに提出のこと。
奨学金の貸付けを受けた者	奨学金貸借変更契約書		奨学金の貸付け又は返還に係る事項に変更が生じることとなったとき提出のこと。
	異動届	異動の事実を証明する 書面	連帯保証人を変更するとき並びに本人及び連帯保証人の氏名又は住所に異動があったとき直ちに提出のこと。
	返還猶予願 返還免除願	理由を証明する書面	事実の発生後速やかに提出のこと。